

武蔵村山市新青梅街道沿道地区まちづくり協議会設置要綱

平成24年10月2日

訓令（乙）第149号

（設置）

第1条 武蔵村山市まちづくり条例（平成23年武蔵村山市条例第18号）第29条の規定に基づき、新青梅街道沿道地区まちづくり計画を新青梅街道沿道地区の地区住民等（当該地区内に住所を有する者、当該地区内で事業を営む者、当該地区内の土地の所有権又は借地権を有する者及び当該地区内に所在する建物の所有権を有する者をいう。以下同じ。）のほか市民等との協働により定めるため、武蔵村山市新青梅街道沿道地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、新青梅街道沿道地区における土地の適正かつ効果的な利用その他まちの軸としての機能向上について検討し、新青梅街道沿道地区まちづくり計画の原案を取りまとめ、市長に報告する。

（組織）

第3条 協議会は、委員14人及び調整役1人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数を公募するものとし、公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。

(1) 新青梅街道沿道地区の地区住民等 10人

(2) 武蔵村山市内に住所を有する者又は武蔵村山市内で事業を営む者（前号に該当する者を除く。） 4人

3 調整役は、協議会を円滑に進行させる役割を担う者として、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調整役の決するところによる。

（任期）

第5条 委員及び調整役の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、調整役が協議会に諮って定める。